

意見提出様式

船橋市屋外広告物条例の一部改正の骨子（案）に対する意見

住所			
氏名		電話番号	
市外の方は、右欄の該当する項目に☑してください。	<input type="checkbox"/> 市内に通勤している <input type="checkbox"/> 市内に通学している		
【意見】			

【問合せ及び提出先】

船橋市 都市計画課 (市役所5階)

1. 郵送 ⇒ 〒273-8501 船橋市湊町2-10-25 (※住所不要)

2. FAX ⇒ 047-436-2544

3. E-mail ⇒ toshikei@city.funabashi.lg.jp

4. 持参 ⇒ 船橋市役所 都市計画課 (市役所5階)

※電話による意見の受付はいたしません。

【締め切り】平成27年11月30日(月) (郵送の場合は消印有効)